

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2020 年 11 月 6 日

株式会社トクヤマ

2020年11月6日

株式交換に係る事前開示書類

山口県周南市御影町1番1号

株式会社トクヤマ

代表取締役 社長執行役員 横田 浩

株式会社トクヤマ（以下「トクヤマ」といいます。）は、2021年2月1日を効力発生日として、トクヤマを株式交換完全親会社、株式会社エイアンドティー（以下「エイアンドティー」といい、トクヤマとエイアンドティーを総称して「両社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行います。会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。なお、本株式交換は、トクヤマにおいては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当しません。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1をご参照ください。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
別紙2をご参照ください。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
株式交換完全子会社となるエイアンドティーは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3をご参照ください。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①トクヤマ及びエイアンドティーは、2020年10月28日開催のそれぞれの取締役会において、トクヤマを株式交換完全親会社とし、エイアンドティーを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は、別紙1をご参照ください。

②エイアンドティーは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってエイアンドティーが取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第193条第4号)

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①トクヤマ及びエイアンドティーは、2020年10月28日開催のそれぞれの取締役会において、トクヤマを株式交換完全親会社とし、エイアンドティーを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

②トクヤマは、2021年3月期に係る中間配当として、2020年9月30日を基準日とする1株当たり35円の剰余金の配当を行うことを予定しております。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第193条第5号)

本株式交換に際して、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社トクヤマ（以下「甲」という。）及び株式会社エイアンドティー（以下「乙」という。）は、2020年10月28日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲（株式交換完全親会社）及び乙（株式交換完全子会社）の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）
商号：株式会社トクヤマ
住所：山口県周南市御影町1番1号
- (2) 乙（株式交換完全子会社）
商号：株式会社エイアンドティー
住所：神奈川県藤沢市遠藤2023番地1

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（但し、第10条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、当該所有する乙の普通株式の数の合計に0.68を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される乙の普通株式の割当てについては、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.68株の割合をもって、割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が適当に定める。

第5条（本効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年2月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約に関して株主総会の承認を受けないで株式交換を行う。但し、同条第3項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約につき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を求める。
2. 乙は、2020年12月中に開催予定の臨時株主総会において、本契約につき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求める。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、前二項に定める手續を変更することができる。

第7条 (定款の変更)

乙は、第6条第2項に定める乙の臨時株主総会において、本株式交換の効力発生を停止条件として、本効力発生日付で乙の定款を別紙のとおり変更する旨の議案を上程し、その承認の決議を求める。

第8条 (善管注意義務等)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為（本契約に明示的に定める行為を除く。）を行おうとする場合は、事前に相手方と協議し書面合意の上、これを行う。

第9条 (剰余金の配当等)

1. 甲は、2020年9月30日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、その普通株式1株当たり金35円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2020年12月31日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、その普通株式1株当たり金24円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議又は本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第10条 (乙の自己株式の消却)

乙は、乙が基準時において保有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、本効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時をもって消却する。

第11条 (本契約の変更等)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営成績に係る重大な変動が発生又は判明した場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が発生又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合（次条第1号乃至第3号のいずれかが生じることが確実となった場合を含む。）は、甲及び乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において、第6条第1項但書の規定により甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに同条但書に定める臨時株主総会の承認が得られなかった場合
- (2) 乙において、本効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める臨時株主総会の承認が得られなかった場合
- (3) 国内外の法令等に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。）
- (4) 前条に従い本契約が解除された場合

第13条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、解決する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2020年10月28日

山口県周南市御影町1番1号
甲 株式会社トクヤマ
代表取締役 社長執行役員 横田 浩



神奈川県藤沢市遠藤2023番地1
乙 株式会社エイアンドティー
代表取締役社長 三坂 成隆



(別紙)

株式会社エイアンドティー定款変更案

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<u>(定時株主総会の基準日)</u> <u>第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準</u> <u>日は、毎年 12 月 31 日とする。</u> 第 14 条～第 38 条 (条文省略)	(削除) 第 13 条～第 37 条 (条文省略)



会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

トクヤマは、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法に関する事項

会社名	トクヤマ (株式交換完全親会社)	エイアンドティー (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.68
本株式交換により 交付する株式数	トクヤマの普通株式：2,543,952株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

エイアンドティーの普通株式（以下「エイアンドティー株式」）1株に対して、トクヤマの普通株式（以下「トクヤマ株式」といいます。）0.68株を割当交付いたします。ただし、トクヤマが保有するエイアンドティー株式（2020年10月28日現在2,515,700株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、トクヤマ及びエイアンドティーが協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するトクヤマ株式の数

トクヤマは、本株式交換に際して、トクヤマがエイアンドティーの発行済株式の全部（ただし、トクヤマが保有するエイアンドティー株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のエイアンドティーの株主の皆様（ただし、トクヤマを除きます。）に対して、その保有するエイアンドティー株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のトクヤマ株式を割当交付いたします。割当交付するトクヤマ株式には、新たに発行するトクヤマ株式及びトクヤマが保有する自己株式（2020年9月30日現在385,018株）を充当する予定です。

なお、エイアンドティーは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、エイアンドティーが基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってエイアンドティーが取得する自己株式を含みま

す。)の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、エイアンドティーによる自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、トクヤマの単元未満株式(1単元(100株)未満の株式)を保有することとなるエイアンドティーの株主の皆様におかれましては、トクヤマ株式に関する下記の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項及びトクヤマの定款第10条の規定に基づき、トクヤマの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式をトクヤマから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、トクヤマの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをトクヤマに対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、トクヤマ株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなるエイアンドティーの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のトクヤマ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

トクヤマ及びエイアンドティーは、2020年7月末に、トクヤマからエイアンドティーに対して本株式交換の正式提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、トクヤマがエイアンドティーを完全子会社とすることが、両社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

トクヤマ及びエイアンドティーは、本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、トクヤマは野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を、エイアンドティーはみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

トクヤマにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三

者算定機関である野村証券から2020年10月27日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、トクヤマの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

エイアンドティーにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から2020年10月27日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、支配株主であるトクヤマとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。)からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、エイアンドティーの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、また、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

トクヤマの第三者算定機関である野村証券及びエイアンドティーの第三者算定機関であるみずほ証券はいずれも、トクヤマ及びエイアンドティーからは独立した算定機関であり、トクヤマ及びエイアンドティーの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

野村証券は、トクヤマについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である2020年10月27日を基準日として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)におけるトクヤマ株式の算定基準日の株価終値、2020年10月21日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2020年9月28日から算定基準日までの直近1か月間の終値平均値、2020年7月28日から算定基準日までの直近3か月間の終値平均値、2020年4月28日から算定基準日までの

直近6か月間の終値平均値を採用しております。)を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を、採用して算定を行いました。

エイアンドティーについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である2020年10月27日を基準日として、東京証券取引所におけるエイアンドティー株式の算定基準日の株価終値、2020年10月21日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2020年9月28日から算定基準日までの直近1か月間の終値平均値、2020年7月28日から算定基準日までの直近3か月間の終値平均値、2020年4月28日から算定基準日までの直近6か月間の終値平均値を採用しております。)を、またエイアンドティーには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、採用して算定を行いました。

各評価方法におけるトクヤマの1株当たりの株式価値を1とした場合のエイアンドティー株式の評価レンジは、下記のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
トクヤマ	エイアンドティー	
市場株価平均法	市場株価平均法	0.51～0.61
市場株価平均法	類似会社比較法	0.43～0.75
DCF法	DCF法	0.50～0.73

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。エイアンドティーの財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、エイアンドティーの経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2020年10月27日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、トクヤマの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提としたトクヤマ及びエイアンドティーの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

みずほ証券は、トクヤマについては、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、エイアンドティーについては、同社が東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)(以下「JASDAQ」といいます。)に上場しており、両社に市場株価が存在することから市場株価基準法を、また、両社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似企業比較による株価の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を用いて算定を行っております。

みずほ証券は、市場株価基準法においては、2020年10月27日を算定基準日として、トクヤマ及びエイアンドティーについては東京証券取引所における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1か月間、3か月間及び6か月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

類似企業比較分析では、トクヤマについて、トクヤマと比較的類似性があると想定される類似上場会社として、事業内容、損益、財務状況等の類似性を考慮し、信越化学工業株式会社、東ソー株式会社、株式会社カネカ、東亜合成株式会社、株式会社大阪ソーダ、デンカ株式会社、三菱マテリアル株式会社を選定したうえで、EBITDA マルチプルを用いて、トクヤマの企業価値を分析しております。エイアンドティーについては、エイアンドティーと比較的類似性があると想定される類似上場会社として、事業内容、損益、財務状況等の類似性を考慮し、シスメックス株式会社、株式会社テクノメディカ、栄研化学株式会社、日本製薬株式会社、株式会社カイノスを選定したうえで、EBITDA マルチプルを用いて、エイアンドティーの企業価値を分析しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.48～0.71として算定しております。

DCF分析では、トクヤマについて、トクヤマが作成した2021年3月期から2024年3月期までの財務予測、直近の業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、合理的と考えられる前提に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値を評価しております。なお、割引率は5.80%～6.80%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を-0.50%～0.50%としております。エイアンドティーについては、エイアンドティーが作成した2020年12月期から2023年12月期までの財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、企業価値を評価しております。なお、割引率は4.90%～5.90%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を-0.50%～0.50%としております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.41～0.75として算定しております。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及

び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定への依頼も行っておりません。加えて両社の事業見通し及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。

なお、みずほ証券が DCF 法の採用に当たり前提とした、両社の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

各評価方法によるエイアンドティー株式 1 株に対するトクヤマ株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.51～0.61
類似企業比較法	0.48～0.71
DCF 法	0.41～0.75

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2021 年 2 月 1 日をもって、トクヤマはエイアンドティーの完全親会社となり、完全子会社となるエイアンドティーの普通株式は東京証券取引所 JASDAQ の上場廃止基準に従って、2021 年 1 月 28 日付で上場廃止（最終売買日は 2021 年 1 月 27 日）となる予定です。上場廃止後は、エイアンドティー株式を東京証券取引所 JASDAQ において取引することができなくなります。エイアンドティー株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付されるトクヤマ株式は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時においてエイアンドティー株式を 148 株以上保有し、本株式交換によりトクヤマの単元株式数である 100 株以上のトクヤマ株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において 148 株未満のエイアンドティー株式を保有する株主の皆様には、単元株式数に満たないトクヤマ株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望によりトクヤマの単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記 1. 「株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算

定方法に関する事項」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における取扱いの詳細については、上記1.「株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法に関する事項」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、エイアンドティーの株主の皆様は、最終売買日である2021年1月27日（予定）までは、東京証券取引所JASDAQにおいて、その保有するエイアンドティー株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（4）公正性を担保するための措置

トクヤマ及びエイアンドティーは、本株式交換の検討にあたって、トクヤマが既にエイアンドティー株式2,515,700株（2020年6月30日現在、発行済株式総数6,257,900株に占める割合にして40.20%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。))を保有し、エイアンドティーはトクヤマの連結子会社に該当すること及びトクヤマ出身の取締役が存在すること等から、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点から、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、下記の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

トクヤマは、トクヤマ及びエイアンドティーから独立した第三者算定機関である野村證券から、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、2020年10月27日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」の②「算定の概要」をご参照ください。なお、トクヤマは、野村證券から、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、エイアンドティーは、トクヤマ及びエイアンドティーから独立した第三者算定機関であるみずほ証券から、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、2020年10月27日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」の②「算定の概要」をご参照ください。なお、エイアンドティーは、みずほ証券から、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

トクヤマは、森・濱田松本法律事務所を本株式交換の法務アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、トクヤマ及びエイアンドティーから独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

他方、エイアンドティーは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を本株式交換の法務アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、トクヤマ及びエイアンドティーから独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

エイアンドティーは、トクヤマが既にエイアンドティー株式 2,515,700 株（2020 年 6 月 30 日現在、発行済株式総数 6,257,900 株に占める割合にして 40.20%）を保有している支配株主であること及び トクヤマ出身の取締役が存在すること等から、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点から、下記の措置を講じております。

① エイアンドティーにおける、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

エイアンドティーは、2020 年 8 月 24 日、本株式交換に係るエイアンドティーの意思決定に慎重を期し、また、エイアンドティー取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがエイアンドティーの少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、トクヤマと利害関係を有しておらず、エイアンドティーの監査等委員かつ社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている三谷淳氏（弁護士、未来創造弁護士法人）及び鳥居明氏（公認会計士、鳥居公認会計士事務所）、並びにトクヤマ及びエイアンドティーと利害関係を有しない外部の有識者である鈴木良和氏（弁護士、シティニューワ法律事務所）の 3 名により構成される本特別委員会を設置し、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(i) トクヤマからエイアンドティーに対する本株式交換その他の方法を通じた、トクヤマによるエイアンドティーの完全子会社化のための取引についての申入れに係る取引（以下「本件取引」といいます。）の目的が合理的と認められるか（本件取引がエイアンドティーの企業価値向上に資するかを含みます。）、(ii) 本件取引の条件（本株式交換における株式交換比率を含みます。）の公正性が確保されているか、(iii) 本件取引において、公正な手続を通じたエイアンドティーの株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び (iv) 上記 (i) から (iii) のほか、本件取引は少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下 (i) から (iv) を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

本特別委員会は、2020 年 8 月 24 日から 2020 年 10 月 27 日までに、会合を合計 7 回、合計約 8 時間にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎

重に検討を行いました。具体的には、まず第1回の特別委員会において、エイアンドティーが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、それぞれをエイアンドティーの第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認しました。さらに、本特別委員会は、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与するエイアンドティーの取締役につき、トクヤマとの間での利害関係の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、本特別委員会は、

(a) トクヤマから本株式交換の提案内容及び本株式交換の目的並びに本株式交換によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b) エイアンドティーから、同社の沿革、同社の事業内容、本株式交換の提案を受けた経緯、本株式交換の目的、トクヤマの提案内容についてのエイアンドティーの考え及び本株式交換がエイアンドティーの企業価値に与える影響、エイアンドティーの事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c) みずほ証券から株式交換比率の算定の結果及び本株式交換のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(d) アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係るエイアンドティーの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、並びに (e) 提出された本株式交換に係る関連資料等により、本株式交換に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、トクヤマとエイアンドティーとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、トクヤマから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、エイアンドティーに意見する等して、トクヤマとの交渉過程に関与しております。本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、本株式交換は、エイアンドティーの少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2020年10月27日付で、エイアンドティーの取締役会に対して提出しております。

② エイアンドティーにおける、利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

エイアンドティーの取締役のうち、三坂成隆氏、榊徹氏、松島博氏、玉島浩美氏及び前原喬氏はトクヤマの出身者であり、また、杉山良氏はトクヤマの執行役員を兼務しているため、利益相反の疑義を回避する観点から、2020年10月28日開催のエイアンドティーの取締役会における本株式交換に関する議案は、(i) エイアンドティーの取締役11名のうち、三坂成隆氏、榊徹氏、松島博氏、玉島浩美氏、杉山良氏及び前原喬氏を除く5名の取締役（監

査等委員である2名を含みます。)が審議し、その全員の賛成により決議を行った上で、(ii)取締役会の定足数を確保する観点から、上記6名の取締役のうち、過去にトクヤマの従業員の地位を有していたに留まり、利益相反関係が相対的に低いと考えられる三坂成隆氏、榊徹氏、松島博氏、玉島浩美氏及び前原喬氏の5名を加えた計10名の取締役(監査等委員である3名を含みます。)において、改めてその全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。

なお、エイアンドティーの取締役のうち、三坂成隆氏、榊徹氏、松島博氏、玉島浩美氏、杉山良氏及び前原喬氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、エイアンドティーの立場でトクヤマとの協議及び交渉には参加しておりません。なお、三坂成隆氏は、2014年2月までトクヤマに所属していましたが、同年3月にエイアンドティーに転籍し、転籍後相当期間が経過していることから、トクヤマとの関係で利益相反のおそれは小さいものと考えられるところ、三坂成隆氏はエイアンドティーの事業及び技術領域に精通しているため、その知見を本株式交換に係る検討に活用する必要性が高いことも踏まえ、三坂成隆氏は、上記のとおり2020年10月28日開催のエイアンドティーの取締役会において、定足数を確保する観点から二段階目の審議及び決議に参加するとともに、本株式交換によって創出されることが期待されるシナジーの検討等、構造的な利益相反の疑義の問題が一般株主の皆様の利益に影響を与えるおそれが小さい事項に限り、本特別委員会の承認を得たうえで、本株式交換に係る検討に参加しております。

3. 交換対価としてトクヤマの普通株式を選択した理由

トクヤマ及びエイアンドティーは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるトクヤマの普通株式を選択しました。トクヤマの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていること、また、エイアンドティーの株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

4. トクヤマの資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加するトクヤマの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条第2項の規定に従いトクヤマが別途適当に定める額とします。かかる取扱いは、法令及びトクヤマの資本政策に鑑み、相当であると考えております。

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

(提供書面)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

- ・2019年12月期における活動と決算の概況

当社を取り巻く経営環境は、2019年12月期においても2018年2月に公表しました中期経営計画（後述）策定時から大きな変化はみられませんでした。即ち、血液検査分野において国内市場は低成長であります。海外市場は特に中国が高成長を見込んでおります。また、病院検査室のIT化・自動化分野において、国内市場は均衡状態にありますが、海外市場は検査室の自動化、効率化を担う検体検査自動化システムの需要は高いと認識しております。

このような経営環境のもと当社は、2028年の創業50周年に向け「持続的な成長に向けた体制づくり」をテーマに掲げ、2018年12月期～2020年12月期の3カ年を対象とする中期経営計画を策定し、①自社製品販売の比率を高め、収益性向上を図る、②中国に向けた事業展開を強化し、海外売上高比率を高める、③開発と製造の連携を強化し、安定した高品質な製品の開発・生産体制を構築する、④働き方改革と人材育成を徹底する、を基本方針として、各種重点施策を推進してまいりました。

中期経営計画2年目の活動状況につきましては、国内では臨床検査情報システム、検体検査自動化システムの新規大型案件の獲得に努め、提案時において、自社製品販売の比率を高める営業活動を推進してまいりました。海外展開につきましては、需要の高い検体検査自動化システムを中心に、韓国では新規顧客の獲得、中国ではOEM販売を強化する営業活動を推進いたしました。また、製品原価の低減、品質向上のため製造と開発が一体となって主要センサーの改良に取り組み、不良率低減を実現いたしました。さらに人材育成を推進するため、全社横断的な教育プログラムを確立し、多くの社員が体系的な教育訓練を受講できるようにいたしました。

このような活動の結果、2019年12月期の決算につきましては、売上高は新製品の発売効果や一部消費増税前の需要増により、臨床検査機器システム及び消耗品の販売が堅調に推移し、11,049,649千円(前事業年度比5.9%増)となりました（詳細後述）。利益面につきましては、自社製品販売は増加した一方で、臨床検査情報システムの需要増に対応するため、エ

エンジニアの中途採用を増やす等の人材採用を積極的に行ったこと等により製造原価に占める人件費が増加した結果、売上総利益は4,735,947千円(同6.5%増)となりました。販売費及び一般管理費につきましては、業容拡大に伴う採用強化の結果、採用活動費や人件費全体の増加により、営業利益は958,778千円(同23.8%増)、経常利益は943,212千円(同22.7%増)、当期純利益は695,845千円(同34.3%増)となりました。

当事業年度累計期間の売上実績を製品系列別に表示すると、次の表のとおりであります。

【表】製品系列別売上高 当事業年度・前事業年度比較

製品系列	前事業年度 (2018年12月期)		当事業年度 (2019年12月期)		前事業年度比 (増減)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
臨床検査機器システム	5,448,546	52.2	6,320,148	57.2	871,602	16.0
検体検査装置	523,209	5.0	698,838	6.3	175,629	33.6
臨床検査情報システム	2,968,096	28.4	3,131,343	28.4	163,247	5.5
検体検査自動化システム	1,957,240	18.8	2,489,966	22.5	532,726	27.2
臨床検査試薬	2,265,597	21.7	2,154,973	19.5	△110,623	△4.9
消耗品	1,819,678	17.5	2,044,999	18.5	225,321	12.4
その他	897,053	8.6	529,527	4.8	△367,525	△41.0
合計	10,430,875	100.0	11,049,649	100.0	618,774	5.9

<臨床検査機器システム>

検体検査装置は、電解質事業における海外販売の増加、グルコース事業における直接販売の増加及び凝固事業におけるOEM販売の増加により増収となりました。

臨床検査情報システムは、一部消費増税前の需要増に加え、新製品販売による新規・更新需要が旺盛となり増収となりました。

検体検査自動化システムは、中国向けOEM販売において、中国の金融環境変化、OEM先の在庫調整、営業活動期間の長期化等により減収となった一方、韓国や国内の新規大型案件の獲得により増収となりました。その結果、売上高は6,320,148千円(同16.0%増)となりました。

<臨床検査試薬>

一部OEM先の販売減に加え、免疫事業におけるOEM販売及び各事業の直接販売が総じて減少したことにより、売上高は2,154,973千円(同4.9%減)となりました。

<消耗品>

電解質事業において既存OEM先へのセンサー販売が増加したことに加え、検体検査自動化システムにおいて韓国、国内の新規大型案件が増加し、分析前工程統合管理モジュール(製品名「MPAM+ (エムパム・プラス)」)の稼働台数が増加いたしました。その結果、同モジュールで使われる消耗品の使用量が増加し、同品の販売が堅調に推移したことにより、売上高は2,044,999千円(同12.4%増)となりました。

<その他>

自社製品販売の比率を高め、収益性向上を図る基本方針のもと、自社製品の販売に注力した結果、臨床検査情報システム及び検体検査自動化システムの案件に付随する他社製品の販売が減少し、売上高は529,527千円(同41.0%減)となりました。

- ② 設備投資の状況
当事業年度における設備投資の総額は、116,975千円であります。その主な内容は、製造関連装置の購入等であります。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

項目	第40期 (2016年12月期)	第41期 (2017年12月期)	第42期 (2018年12月期)	第43期 (当事業年度) (2019年12月期)
売上高 (千円)	10,234,219	10,371,974	10,430,875	11,049,649
経常利益 (千円)	1,004,876	757,661	768,638	943,212
当期純利益 (千円)	651,592	678,292	518,033	695,845
1株当たり当期純利益 (円)	104.14	108.41	82.80	111.21
総資産 (千円)	10,110,683	12,330,340	12,611,962	11,881,692
純資産 (千円)	6,222,402	6,785,495	7,179,515	7,764,651
1株当たり純資産額 (円)	994.50	1,084.50	1,147.47	1,240.99

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
株式会社トクヤマ	10,000百万円	40.2%	総合化学メーカー

親会社との間には、重要な営業上の取引はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2018年12月期～2020年12月期の3カ年を対象とする中期経営計画（以下、「本中期経営計画」といいます。）を2018年2月に策定しております。

本中期経営計画では、2028年の創業50周年を見据えた上での「持続的な成長に向けた体制づくり」をテーマに掲げ、以下の数値目標、基本方針及び対処すべき課題に基づく重点施策を設定しております。

なお、本中期経営計画の詳細につきましては、2018年2月8日付「中期経営計画の策定に関するお知らせ」も併せてご覧下さい。

1. 数値目標

【最終年度（2020年12月期）達成目標指標】

- ・売上高：120億円以上
- ・売上高経常利益率：10%以上
- ・海外直接売上高比率：10%以上

【売上、利益計画】

	3カ年計画 (単位：億円)		
	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
売上高	105	112	120
経常利益	8	10	12.5

2. 基本方針

- ・自社製品販売の比率を高め、収益性向上を図る
- ・中国に向けた事業展開を強化し、海外売上高比率を高める
- ・開発と製造の連携を強化し、安定した高品質な製品の開発・生産体制を構築する
- ・働き方改革と人材育成を徹底する

3. 本中期経営計画での課題

- ・特定のOEM先に販売が集中していることへの備え
- ・一部OEM先の販売減少を補い、新たな販売先の確保
- ・売上総利益の増加（自社製品の販売増加）
- ・製品の品質確保に要するコストの削減
- ・成長著しい中国市場での事業を早急に軌道に乗せること
- ・働き方改革と人材育成

4. 重点施策

【血液検査事業】

- ・一部OEM先の販売減に備え、新規OEM先の獲得と既存OEM先と安定的な商流を構築する
- ・原価低減のための技術開発を推進する
- ・江刺工場の新棟を活かし、高品質な生産体制を構築する

【IT化・自動化支援事業】

<臨床検査情報システム>

- ・拡充した新製品ラインナップで新規顧客へ提案する
- ・直販で新規顧客獲得のため、専任を配置する
- ・作業内製化により外部作業を減らし、生産性を高める

<検体検査自動化システム>

- ・追加ラインナップを投入し、競争力を上げ、拡販する
- ・中国市場において安定販売を図るため、パッケージ化販売のOEMビジネスを確立する
- ・中国事業の製品サポート体制を確立する

【血液検査事業、IT化・自動化支援事業共通】

- ・品質向上のため、開発・製造・サービスの連携を図る仕組みを作る
- ・自社製品販売に注力する

【働き方改革と人材育成】

- ・人材教育の仕組み、プログラムを集約・体系化し、社員教育の充実を図る
- ・キャリアパスの新制度を導入し、人材の適正配置を実施する
- ・地域限定正社員制度を導入し、生産性を高める

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

当社は、主として臨床検査に関する製品の開発・製造・販売・カスタマーサポートを行っており、顧客に提供する製品・サービスの種類により、「臨床検査試薬」、「臨床検査機器システム」及び「その他」の製品系列に区分できます。

主要な品目は、次のとおりであります。

区 分		主 要 品 目	主 な 用 途
臨床検査試薬	臨床検査試薬	免疫検査用試薬 生化学検査用試薬 血液凝固分析装置用専用試薬 グルコース分析装置用専用試薬 電解質分析装置用専用試薬	各種臨床検査に使用する試薬
臨床検査機器システム	検体検査装置	電解質分析装置・分析ユニット グルコース分析装置 血液凝固分析装置	Na・K・Clの測定 血糖値の測定 血液の固まり易さの測定
	臨床検査情報システム	検体検査システム 輸血検査・製剤管理システム 細菌検査システム 病理検査システム 検査室管理支援システム 検査結果照会システム 個別検体データ検証システム	検査室内の機器をオンライン接続して、測定結果を集め、データの検証、報告等を行うシステム
		感染管理支援システム 感染症情報地域共有システム	感染症情報をモニタリングし、診断や院内感染防止等に役立てるシステム
	検体検査自動化システム	検体検査自動化システム	複数の機器を搬送ラインで接続し、効率良く検査を行うシステム
検体前処理システム		検査室に到着した採血管を自動で開栓・分注・仕分けを行うシステム	

(注) 「その他」は、消耗品の提供及び他社製品の販売等から構成されております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年12月31日現在)

① 本社 神奈川県横浜市

② 営業所

名 称	所 在 地
北海道支社	北海道札幌市
東北支社	宮城県仙台市
北関東支社	埼玉県さいたま市
首都圏支社	神奈川県横浜市
中部支社	愛知県名古屋
関西支社	大阪府大阪市
中国支社	広島県広島市
九州支社	福岡県福岡市

③ 海外駐在員事務所

名 称	所 在 地
上海駐在員事務所	中華人民共和国上海市

④ 事業所及び工場

名 称	所 在 地
湘南サイト (本店、生産設備、研究開発設備、 カスタマーサポート他)	神奈川県藤沢市
江刺工場 (生産設備)	岩手県奥州市

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
461 (98) 名	31名増 (22名減)	42.2歳	13.7年

(注) 使用人数は、就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託社員を含む。) であり、臨時雇用者数 (準社員、人材会社からの派遣社員を含む。) は、年間の平均人数を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	950,000 千円
株式会社三井住友銀行	450,000
株式会社三菱UFJ銀行	450,000
株式会社岩手銀行	200,000
株式会社東北銀行	100,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2019年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,257,900株 |
| ③ 株主数 | 1,134名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 ト ク ヤ マ	2,515,700株	40.20%
日 本 電 子 株 式 会 社	765,000株	12.22%
エ イ ア ン ド テ ィ ー 社 員 持 株 会	408,740株	6.53%
岩 見 好 爲	90,200株	1.44%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OP PORTUNITIES FUND	90,000株	1.43%
佐 藤 勲	76,100株	1.21%
畠 山 耕 典	62,300株	0.99%
楽 天 証 券 株 式 会 社	61,000株	0.97%
山 内 悦 子	57,680株	0.92%
永 富 隆 広	54,800株	0.87%

(注) 持株比率は自己株式（1,093株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

① 取締役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三坂成隆	
専務取締役	畠山耕典	営業統括本部長
常務取締役	渡邊達久	営業統括本部副本部長 兼 営業統括本部 営業第二部長
取締役	榎徹	コンプライアンス統括本部長
取締役	新国泰正	経営管理本部長
取締役	山下博也	開発本部長
取締役	松島博	生産本部長
取締役	杉山良	株式会社トクヤマ 常務執行役員
取締役 (監査等委員・常勤)	前原喬	
取締役 (監査等委員)	三谷淳	未来創造弁護士法人 代表弁護士 未来創造税理士法人 代表税理士 株式会社未来創造コンサルティング 代表取締役
取締役 (監査等委員)	鳥居明	鳥居公認会計士事務所 代表 株式会社ココカラファイン社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）三谷淳氏及び鳥居明氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）三谷淳氏及び鳥居明氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）三谷淳氏は、未来創造弁護士法人の代表弁護士、株式会社未来創造コンサルティングの代表取締役及び未来創造税理士法人の代表税理士であり、企業法務の実務、企業経営に精通しております。また、弁護士、税理士、企業経営者として多くの起業支援の経験・知見等から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）鳥居明氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、前原喬氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は取締役（監査等委員）三谷淳氏及び鳥居明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2019年3月26日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
- ・新国泰正氏は、経営管理本部長兼生産本部管掌兼情報システム本部管掌から経営管理本部長に就任いたしました。
 - ・松島博氏は、開発本部副本部長から生産本部長へ就任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 取締役の報酬等

I. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く。）	7名	178,284千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	23,100千円 (9,600千円)
合 計 （うち社外役員）	10名 (2名)	201,384千円 (9,600千円)

- (注) 1. 当事業年度中において、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額はありません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く。）は8名、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役は2名）であり、そのうち無報酬の取締役（監査等委員を除く。）が1名存在しております。

II. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

社外取締役が、当社親会社又は当社親会社の子会社（当社を除く。）から、当事業年度において、役員として受けた報酬等はありません。

④ 社外役員に関する事項

I. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役三谷淳氏は、未来創造弁護士法人の代表弁護士、未来創造税理士法人の代表税理士および株式会社未来創造コンサルティングの代表取締役であります。当社と未来創造弁護士法人、未来創造税理士法人および株式会社未来創造コンサルティングとの間には重要な取引はありません。
- ・取締役鳥居明氏は、鳥居公認会計士事務所の代表であります。当社と鳥居公認会計士事務所との間には重要な取引はありません。また、同氏は株式会社ココカラファインの社

外取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社ココカラファインとの間には重要な取引はありません。

Ⅱ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役 (監査等委員)	三谷 淳	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、12回すべてに出席いたしました。弁護士、税理士として法律、財務に関する専門的な知識に加え、多くの企業支援経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会10回のうち、10回すべてに出席いたしました。当社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	鳥居 明	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、12回すべてに出席いたしました。主に公認会計士として培われた財務及び会計に関する専門的な知識・経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会10回のうち、10回すべてに出席いたしました。当社の監査について、適宜、必要な発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）前原喬、三谷淳、鳥居明の各氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,624千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,624千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行し、また2018年1月26日開催の取締役会において、コンプライアンス統括本部を設立したことに伴い、以下のとおり内部統制システムの基本方針の改定を決議いたしました。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

I 取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の基本理念及び「エイアンドティー企業行動憲章」の下に、各法令、定款、取締役会規則並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。

II 当社の基本理念、「エイアンドティー企業行動憲章」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。

III 業務執行部門でのセルフチェックの他、内部監査室による内部監査を通じて、コンプライアンス体制の更なる充実・改善に努める。

IV 取締役及び使用人は、社内において重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査等委員会、コンプライアンス統括本部及び経営管理本部に報告し、取締役は直ちに是正し再発防止策を講じるものとする。

V 社内における法令遵守上、疑義のある行為等について、取締役又は使用人が社内及び社外（顧問弁護士事務所）の相談窓口へ直接情報提供を行う手段としてヘルプラインを設置する。

VI ヘルプラインの運営は、コンプライアンス「ヘルプライン」運用規程に基づいて行う。

VII 当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは一切の関係を遮断するとの基本方針を定め、当社取締役及び使用人に周知徹底を図る。また、コンプライアンス統括本部及び経営管理本部を主体として、警察、弁護士等の外部機関との連携の上、反社会的勢力を排除するための体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む）については、法令及び当社の会社情報取扱規程の定めに基づき、関連資料とともに、これを所定の期間、所定の部署に保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

I 平常時における事業の運営・発展に伴うリスクを適切に把握するために、毎月の経営会議において、経営課題、事業戦略、月次決算の確認、事業リスク等に関する情報を共有し、課題を発見した場合は、直ちに同会議にて是正対策を講じるものとする。

II 緊急時においては、危機管理規程に基づき、顕在化した危機の重大性に応じて適切に対応し、速やかに復旧、事後処理にあたる。

III その他、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、コンプライアンス統括本部及び経営管理本部が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

I 取締役は、会社の組織及び各部署の業務分掌、決裁権限等を定める社内規程に基づき、会社組織を構築し、権限委譲を行うことにより、効率的な職務執行を実現する。

II 取締役が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、法令及び取締役会規則に基づき、委嘱された職務執行に関する報告、重要事項の決議を行う。また、書面決議により、機動的な職務執行と意思決定を行う。

III 取締役は、経営効率化のため、常勤役員、理事、参与、顧問が出席する経営会議を原則として毎月1回開催し、経営課題、事業戦略、月次決算の確認、事業リスク等に関する情報を共有し、必要事項は取締役会へ上程する。

⑤ 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は上場企業として自ら経営責任を持ち事業経営を行っていることから、内部統制システムの構築については親会社から独立して取り組むことを基本とする。ただし、親会社とは、適宜、経営情報の交換、人材交流などの関係を良好に維持し、連携を図るものとする。

⑥ 財務報告の信頼性確保のための体制

I 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の各法令、会計基準及び当社の経理規程等に基づき、適正な会計処理を行い有効かつ適切な内部統制の体制を整備する。

II 内部統制の体制については、内部監査室が会計監査人と連携して適正に機能することを継続的に評価する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会より要請があった場合、その職務を補助すべき使用人を任命する。

⑧ 取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務に係る業務について、監査等委員でない取締役の指揮・命令を受けず、選定監査等委員の指揮・命令に従うものとし、人事考課、採用、異動、懲戒については、選定監査等委員の同意を得るものとする。

⑨ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

I 常勤監査等委員は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等、重要会議に出席する。また、全ての稟議書や重要会議の議事録を閲覧可能とし、必要に応じて監査等委員でない取締役及び使用人に説明を求めることができる。

II 監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会（又は、選定監査等委員）からその職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行う。

⑩ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利益な処遇は行わない。

⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

I 監査等委員がその職務の執行について生ずる年間費用については一定の予算を定める。

II 監査等委員より当該費用の請求を受けたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき当該費用及び債務を適切に処理する。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

I 監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人、内部監査室、コンプライアンス統括本部と連携して、監査等委員でない取締役の職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。

II 監査等委員会は、監査等委員でない取締役及び使用人の職務執行の監査の充実を図るため、定期的に代表取締役と会合し相互認識を深めるとともに、各監査等委員でない取締役及び役職者とも個別面談を実施する。

Ⅲ 監査等委員会が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタント等、社外のアドバイザーを任用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社は、2016年3月25日付で監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員による取締役の監督機能を強化し、透明性の高い経営の実現と取締役会における迅速な意思決定の両立を図っております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は代表取締役直轄機関である内部監査室及びコンプライアンス統括本部を設置しております。(2018年1月よりコンプライアンス統括室をコンプライアンス統括本部へ昇格)各部署と連携を取りながら、コンプライアンス体制を整備し、全社のコンプライアンス意識向上を図っております。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会(定時12回)、監査等委員会(定時6回、臨時4回)、経営会議(12回)及び経営報告会(2回)を行い、会社の経営に係わる重要な意思決定・報告を通じて、取締役の職務の執行の効率性を確保しております。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、株主総会、取締役会及びその他の重要会議の議事録(決算関連資料等)については、法令並びに文書管理規程に基づき、文書、電子媒体として適切かつ確実に保管し、必要に応じて閲覧可能な状況を維持しております。また、会社情報取扱規程及び文書管理規程等に基づき、文書の重要度を設定し、それに応じたアクセス権設定を行っております。また、組織変更の際は適宜、関連ファイルのアクセス権の追加・削除を行っております。
- ④ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助する専用の使用人を設けていませんが、必要な業務に応じて、内部監査室と監査等委員会は連携し、定期的に業務執行部門への内部監査を実施しております。

⑤ 監査等委員会監査の実効性を確保するための体制に関する事項

・監査等委員会が定めた監査方針、業務分担等に従い、取締役会に出席し、経営全般を適宜把握するとともに、公正の立場で意見陳述を行っております。

・常勤の監査等委員は取締役会以外、経営会議等の重要会議に出席することに加え、稟議書等の業務執行に関する重要文書の閲覧を行う等、取締役の業務執行を監査しております。

・監査等委員は代表取締役、会計監査人、内部監査室、部門グループリーダー等と定期的な会議を開催し、監査進捗状況の適宜聴取及び意見交換を行い、監査等委員会にて報告を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しておりますが、親会社の議決権の所有状況等を鑑み、現時点では特に防衛策等は定めておりません。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,663,228	流動負債	3,643,464
現金及び預金	1,304,572	買掛金	805,744
受取手形	1,194,202	短期借入金	1,400,000
売掛金	3,092,064	1年内返済予定の長期借入金	300,000
商品及び製品	645,291	未払金	430,223
仕掛品	575,777	未払費用	100,792
原材料及び貯蔵品	773,266	未払法人税等	189,152
前渡金	1,116	前受り金	25,836
前払費用	67,176	預り金	39,688
その他	14,045	前受り収益	280
貸倒引当金	△4,286	賞与引当金	267,169
固定資産	4,218,463	製品保証引当金	84,576
有形固定資産	3,642,425	固定負債	473,576
建物	1,984,132	長期借入金	450,000
構築物	60,260	資産除去債務	6,116
機械装置	113,435	その他	17,460
車両運搬具	1,136	負債合計	4,117,041
工具器具備品	91,295	純資産の部	
土地	1,356,755	株主資本	7,702,322
建設仮勘定	35,409	資本金	577,610
無形固定資産	36,755	資本剰余金	554,549
商標権	186	資本準備金	554,549
ソフトウェア	26,456	利益剰余金	6,570,758
その他	10,112	利益準備金	28,686
投資その他の資産	539,283	その他利益剰余金	6,542,072
投資有価証券	124,687	別途積立金	790,000
出資金	134,877	繰越利益剰余金	5,752,072
長期前払費用	1,707	自己株式	△596
繰延税金資産	133,646	評価・換算差額等	62,328
その他	144,364	その他有価証券評価差額金	62,328
資産合計	11,881,692	純資産合計	7,764,651
		負債・純資産合計	11,881,692

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,049,649
売上原価		6,313,702
売上総利益		4,735,947
販売費及び一般管理費		3,777,169
営業利益		958,778
営業外収益		
受取利息	5	
雑収入	5,253	5,259
営業外費用		
支払利息	12,991	
雑損失	7,833	20,824
経常利益		943,212
特別損失		
固定資産撤去費用	6,570	
固定資産除却損	4,320	10,891
税引前当期純利益		932,321
法人税、住民税及び事業税		230,107
法人税等調整額		6,368
当期純利益		695,845

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
2019年1月1日 残高	577,610	554,549	554,549	28,686	790,000	5,206,391	6,025,077
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△150,163	△150,163
当期純利益						695,845	695,845
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	545,681	545,681
2019年12月31日 残高	577,610	554,549	554,549	28,686	790,000	5,752,072	6,570,758

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年1月1日 残高	△596	7,156,640	22,875	22,875	7,179,515
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△150,163			△150,163
当期純利益		695,845			695,845
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			39,453	39,453	39,453
事業年度中の変動額合計	-	545,681	39,453	39,453	585,135
2019年12月31日 残高	△596	7,702,322	62,328	62,328	7,764,651

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品、仕掛品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②貯蔵品

最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物

定額法を採用しております。

建物以外

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び車両運搬具 2～12年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛債権及びその他の金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

臨床検査情報システム及び検体検査自動化システムの無償保証期間中に発生する対応費用について過去の実績率（売上高に対する費用の支出割合）に基づき、費用見込額を計上しております。

③賞与引当金

従業員に対して支給する業績連動賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の金利

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

7. 貸借対照表に関する注記**(1) 担保に供している資産**

建物	64,607千円
土地	188,412千円
計	253,019千円

(対応する債務)

短期借入金及び長期借入金 185,000千円

なお、上記の物件は、根抵当権（極度額185,000千円）が設定されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,663,342千円**(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。**

短期金銭債務 308千円

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

仕入高

27,259千円

販売費及び一般管理費

97,579千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当事業年度の末日における株式の数

普通株式 6,257,900株

(2) 自己株式の数に関する事項

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,093株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

2019年3月26日開催の第42回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 150,163千円
- ・ 1株当たり配当金額 24円
- ・ 基準日 2018年12月31日
- ・ 効力発生日 2019年3月27日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2020年3月26日開催の第43回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 150,163千円
- ・ 1株当たり配当金額 24円
- ・ 基準日 2019年12月31日
- ・ 効力発生日 2020年3月27日

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	4,118	千円
ソフトウェア	3,662	千円
製品保証引当金	25,880	千円
賞与引当金	81,753	千円
繰越税額控除	32,897	千円
その他	23,447	千円
小計	171,760	千円
評価性引当額	△4,740	千円
繰延税金資産合計	167,020	千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△31,843	千円
資産除去債務に対応する除去費用	△697	千円
その他	△832	千円
繰延税金負債合計	△33,373	千円
繰延税金資産の純額	133,646	千円

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的にしたものであり、償還日は最長で決算日後2年8ヶ月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記の「2. (5) ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業管理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき財務経理グループが適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,304,572	1,304,572	—
(2) 受取手形	1,194,202	1,194,202	—
(3) 売掛金	3,092,064	3,092,064	—
(4) 投資有価証券	124,687	124,687	—
資産 計	5,715,526	5,715,526	—
(1) 買掛金	805,744	805,744	—
(2) 短期借入金	1,400,000	1,400,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	300,000	300,000	—
(4) 長期借入金	450,000	449,085	△914
負債 計	2,955,744	2,954,829	△914
デリバティブ取引	—	—	—

注1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	種類	ヘッジ対象	契約額等		時価	時価の算定方法
				1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ 変動受取 固定支払	長期借入金	450,000	270,000	(注)	—

- (注) 1. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
2. 1年内返済予定の長期借入金につきましては、長期借入金に含めて記載しております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	134,877

出資金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

注3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,303,445	—	—	—
受取手形	1,194,202	—	—	—
売掛金	3,092,064	—	—	—
合計	5,589,712	—	—	—

注4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	300,000	150,000	—	—	—
合計	300,000	150,000	—	—	—

12. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	日本電子(株)	東京都昭島市	10,037 (百万円)	理科学機器、産業機器の販売等	(所有)直接 0.0 (被所有)直接 12.2	当社製品の販売	当社製品の販売	1,705,173	売掛金	133,348
									受取手形	708,535

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

13. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,240円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 111円21銭 |

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月21日

株式会社エイアンドティー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 浅 信 好	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	入 江 秀 雄	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイアンドティーの2019年1月1日から2019年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から評価及び監査の状況に関して報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い、内部統制部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一.事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二.取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三.内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月27日

株 式 会 社 エ イ ア ン ド テ ィ ー 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員	前	原	喬	㊟
監査等委員	三	谷	淳	㊟
監査等委員	鳥	居	明	㊟

(注) 監査等委員 三谷 淳及び監査等委員 鳥居 明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上